

柳井市空き家バンク制度 よくある質問



◇空き家の利用希望者の皆様へ◇

Q：空き家バンク掲載中の空き家で、希望する物件の住所を教えてください。

A：利用を希望される方は、まずは柳井市空き家バンクに利用者登録を行ってください。登録完了後に希望物件の住所と仲介する不動産業者をお伝えします。

なお、利用者登録の申し込み用紙の入手方法は、柳井市のホームページからダウンロードしていただくか、地域づくり推進課にご依頼ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

Q：空き家バンク制度の利用料金はいくらですか。

A：空き家バンクの利用には費用はかかりません。ただ、物件の購入や賃貸の契約時には、不動産の契約に係る所定の手数料が発生します。詳細は仲介する不動産業者にお尋ねください。

Q：新しい家が空き家バンクに登録されたら連絡をもらえますか。

A：こちらから連絡することは原則としてありません。お手数ですが、柳井市のホームページの空き家バンク登録物件一覧でチェックをお願いします。なお、利用者登録期間（1年間）の更新手続き時に、更新書類と併せて登録物件一覧をお届けしています。

Q：空き家バンクでは購入や賃借のための契約交渉をしてもらえるのですか。

A：柳井市は、空き家の売買、賃貸借に関する交渉及び契約には関与しません。交渉や契約は、それぞれの空き家に付いている不動産業者が仲介することになります。

Q：空き家取得を仲介してもらう不動産業者はどう探すのですか。

A：それぞれの空き家には、通常、仲介のために指定された不動産業者が付いています。その不動産業者の仲介によって、現地見学、交渉及び契約手続を進めていくことになります。

Q：空き家の売買や賃貸で入居するまでの費用はいくらでしょうか。

A：それぞれの空き家によって異なります。具体的なことは、仲介する不動産業者にご確認ください。

Q：空き家を購入した場合、柳井市では利用できる補助金制度がありますか。

A：空き家バンクに登録されている空き家を、子育て世代である利用登録者が購入された場合、補助金を利用できる場合があります（単身者も可）。

また、空き家の改修、家財の処分等は、子育て世代の利用登録者に限らず補助金の対象になる場合があります。詳細は、地域づくり推進課へご確認ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

Q：購入前に空き家を直していただけますか。

A：それぞれの空き家によって異なります。現状、登録されている空き家は、利用者の負担において、何らかの改修が必要な物件が多数となっています。

なお、空き家の改修に際して、改修のための補助金を利用できる場合がありますので、希望されるときは事前にご相談ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

Q：入居前に空き家の中にある既存の家財は片づけてもらえますか。

A：それぞれの空き家によって異なります。物件によっては、家財をそのまま残すことを条件に売価や家賃を安くする所有者もいます。物件の情報をご確認ください。

なお、家財の処分に際して、処分のための補助金を利用できる場合がありますので、希望されるときは事前にご相談ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

Q：浄化槽についての制度や種類を教えてください。

A：浄化槽に関することは、下水道課にお問い合わせください。

下水道課 0820-22-2111（内線 291～293）

Q：農地付き空き家を取得して、その農地の一部を駐車場にできますか。

A：農地の売買や転用をされる場合は、法律に基づく手続が必要です。

農業委員会事務局へご相談ください。

農業委員会事務局 0820-22-2111（内線 380,381）

